

令和6年第1回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和6年3月14日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和6年3月14日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和6年3月14日	10時33分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員	4番	佐々木 教雄		5番	中村 絵理	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 北川統子	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也		産業振興課長	大石 顕	
	副町長	酒井英良		まちづくり課長	井上信治	
	教育長	柴田昌範		定住促進課長	山田 恵	
	総務課長	平野裕志		建設課長	今泉雅己	
	企画政策課長	亀山博史		会計管理者	寺崎博文	
	財政課長	吉田茂喜		教育学習課長	古賀 浩	
	税務課長	古賀満宏		福祉課参事	松田美紀	
	住民課長	毛利博司		こども課保育園長	佐藤定行	
	健康増進課長	藤田和彦		まちづくり課図書館長	城本直子	
	福祉課長	戸井竜二		建設課参事	酒井孝行	
こども課長	山本賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第3、4、5、6、12、13、22号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第2、7、8、9、10、11、21、13、14、15、16、22号、承認第1号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第12 同意第1号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第2号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
- 日程第15 議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
- 日程第16 議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第17 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第19 議案第14号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第15号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第16号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第22 議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る12日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会審査報告をさせていただきます。

総務文教常任委員長審査報告書

議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）中歳入全般及び歳出所管分

議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、3月11日付け付託された上記の議案を審査の結果、議案第3、4、5、6、12、13号は原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第3、12、13号に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

この条例改正については、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正により、夏季休暇の取得可能期間が3か月から5か月に拡大されたため、改正するものであるとの説明を受けました。

佐賀県内の町の夏季休暇取得可能日数は、基山町と玄海町だけが3日間である。他の8町は5日間となっているが、なぜかとただしたところ、ほかの町は県の人事委員会勧告を準用しているが、基山町の給与は国の人事院勧告に準拠している。そのため、休暇についても国の基準に合わせている。土、日と合わせれば5日間の連続休暇も可能になるとの説明を受けました。

当委員会としては、全国的な流れとして夏季休暇取得可能日数は増えている状況にあり、基山町においても夏季休暇を5日間に増やすよう提案しました。

また、自治体職員の有給休暇は全国平均が10.3日である。基山町の取得状況についてただしたところ、令和3年度が7.7日、令和4年度が9日、令和5年度が11日程度であるとの説明を受けました。

有給休暇を消化していない職員に対して管理職としてどのような指導、助言をしているかとただしたところ、各職場の業務量や管理職によって対応は違うと思うが、職員に対して適度に休暇を取るよう促しているとの説明を受けました。

当委員会としては、管理職を含め職員の健康やリフレッシュを図るためにも、休暇を取りやすい環境と職場づくりを行っていくよう提案いたしました。

議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

基山町は、脱炭素社会の実現を目指す取組として、電気自動車等の普及促進を図るため、太陽光エネルギーを活用した電気自動車を町民に貸し出す脱炭素型カーシェア事業を令和5年4月より実施している。この事業は、電気自動車を体験し、多くの人に利用してもらい普及することが目的である。

今回の事故について、運転者の保険で対応すべきではないのかとただしたところ、町の事業であるので、町の共済保険を優先している。町の保険が対応できないときには、運転者の保険で対応してもらうよう考えているとの説明を受けました。

今回事故を起こした人が再度利用できるのか、また、運転者の年齢制限をしたほうがよいのではないかとただしたところ、年齢制限等を含め今後検討していくとの説明を受けました。

当委員会としては、事故を防止するためにも、車を貸し出す際の新たな基準を設け、使用上の注意や車の特徴を前もって分かりやすく伝えることにより、安全確保に努めてもらうよう提案いたしました。

議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）中歳入全般及び歳出所管分

歳入 18款1項10目1節 ふるさと応援寄附金繰入金199万円減額

ふるさと納税の今後の見通しについてただしたところ、今年度は当初の予想よりも落ち込みも少なく、基山町産米やトイレトペーパーなどの生活用品が好調である。3か月定期便など回数を分けて配送するものも人気が高いとの説明を受けました。

他の自治体では、返礼品に観光パンフレットやお礼状などを同封して効果を上げている。基山町をさらにPRし、リピーター増を図るべきではないかとただしたところ、今後他の自治体を参考にしながら取り組んでいきたいとの説明を受けました。

ふるさと応援寄附金は、基山町の財政にとっても貴重な財源となっている。当委員会としては、今後も職員全体で知恵を出し合い、返礼品の開拓を含めてふるさと応援寄附金を増やす対策を講じていくよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

おはようございます。ただいまから、厚生産業常任委員会審査報告をいたします。

厚生産業常任委員会審査報告書

議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について

議案第7号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）

議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）中歳出所管分

議案第14号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）中歳出所管分

本委員会は、3月11日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第2、7、8、9、10、11、21、13、14、15、16、22号、承認第1号は原案を可決・承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第8号、11号、21号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

佐賀県は、県内20市町の国民健康保険水準の統一化に向け、令和9年度に準統一化、令和12年度に完全統一化することを示しています。今回の条例改正は、将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、医療分の所得割税率を8.7%から9.1%に引き上げるものです。

町の国民健康保険の加入者数と国保税の軽減措置を受ける世帯数をただしたところ、令和5年12月末現在で、加入者数は3,272人、世帯数は2,107世帯、そのうち軽減措置を受ける世帯は1,182世帯との説明を受けました。

低所得世帯が多い中で、国保税が上がった場合に、加入者への説明はどうしていくのかとただしたところ、納付書が届いた際に気づく方が多いと思われるため、説明資料を同封するとともに、問合せには丁寧に説明をして対応する。また、今回は低所得世帯への負担増に配慮して、均等割や平等割は据置き、所得割のみの改正であるため、影響はないとの説明を受けました。

今後、後期高齢者医療への移行が増え、国民健康保険の医療費はどうなるのかとただしたところ、国民健康保険加入者は減少傾向にあり、医療費の総額は全国的に減る傾向ではあるが、1人当たりの医療費は増加してきており、今後も税負担が増える見込みであるとの説明を受けました。

当委員会としては、県全体の医療費の抑制を佐賀県に対して要請していくこと、また、基山町は県統一化の移行に向けて、住民の健康増進の維持を図りながら医療費削減に努力していることから、佐賀県にインセンティブ制度の設置を要望するよう提案しました。

議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

職員が公務で町内住宅地へ庁用車で訪問した際に、アクセルとブレーキの踏み間違いから、誤って小屋のシャッターを破損する事故の損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

損害額の根拠は何かとただしたところ、保険会社によるシャッター修理の見積りを基に、相手方との示談による損害賠償額であるとの説明を受けました。

公用車を利用する職員等は登録制なのかとただしたところ、職員は誰でも公用車を利用できるとの説明を受けました。

また、職員の免許証携帯や自賠責任意保険等の加入状況などの確認をしているのかとただしたところ、全職員に免許証の提出を求めて確認しているが、公用車については町が加入している自動車損害共済保険で対応しているとの説明を受けました。

当委員会としては、今回の事故は健康増進課だけの問題ではないので、安全運転の意識改革のために、役場全体で年に1回は交通安全講習会などを受講することを提案しました。

議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

職員が相手方に対し、上司の決裁を受けずに作成した誤った額が記載された説明書を提示して、園部団地入居者移転先住宅補助金について事前に説明を行ったため、相手方はその額を当てにして町内の民間賃貸住宅を契約して移転しました。その後、通知を受けた補助金の交付決定額が、事前に職員から説明を受けた額以下であったため、相手は移転した民間賃貸住宅にこのまま住み続けることは困難となり、再移転することとなりました。そのため、町は相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

事案が発生した原因と今後の対応をただしたところ、原因としては、職員の制度に対する理解不足と、作成した説明書の決裁を受ける認識が足りず、補助金の過ちに気づくことができなかった。今後の対応としては、住民に提示する説明書等の作成に当たり必ず決裁を受けること、補助金等の説明については2人体制で窓口対応するようにしたとの説明を受けました。

当委員会としては、金額の大小ではなく、一步間違えば重大な案件となり得ることから、上司による管理体制の不備が認められ、さらなる行政教育や研修が必要です。再犯防止のために、執行部には改めてコンプライアンス体制の構築を図ること、そして町民からの信頼が得られるよう、しっかりと対応するように提案しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で、各常任委員長の審査報告が終了しました。

討論、採決を行います。

日程第3 議案第2号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第2号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第2号は可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（重松一徳君）

日程第4. 議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第3号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第3号は可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第4号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第4号は可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第5号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第5号は可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する

る討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第6号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第6号は可決されました。

日程第8 議案第7号

○議長（重松一徳君）

日程第8. 議案第7号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第7号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第7号は可決されました。

日程第9 議案第8号

○議長（重松一徳君）

日程第9. 議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。（「議長」の声あり）

まず、反対討論される方。（「反対討論です」の声あり）佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

反対討論を述べさせていただきます。

この条例は、県の単位化に伴い、国民保険税の平準化、財政基盤の安定化を図るものです。医療費は増加傾向にあり、財政基盤は近い将来に逼迫する喫緊の課題であるということは認識しております。今回、町は段階的に税率を上げるため、本条例を議案としております。国民健康保険加入者の大半が低額所得の弱者であるため、これらの方々の立場を重視し、検討すべきとの考えから、加入者の目線で討論をいたします。

行政は、常に住民のためにと申しております。

理由1、これらの加入者に向けて、内容を含めた情報提供が、現段階では全くできておりません。また、周知においても時間的に十分ではないと考えております。違いますか。そうでしょう。

理由2、県の準統一化は令和9年、完全統一化令和12年となっておりますが、まだこれには数年の猶予がございます。また、県の最終着地地点、これも明確にはなっておりません。まだ十分に議論が深められているとは思いません。違いますか。そうでしょう。

理由3、松田町長は、県の会議においても孤軍奮闘で対応策を模索され、また様々な提案もされておられます。基山町議会としても、これに賛同し、共に策を考え議論を深める必要があると考えております。違いますか。そうでしょう。

以上三つの理由でございます。

私は、単に本条例、国保税の取組に反対するものではございません。この三つの理由の問題をクリア、特に理由1で申しました皆様の御理解をいただくため、1年後の制定でよいのではと考えております。1年遅らせることで、大きなデメリットが生じるとは考えておりません。どうぞ1年後の制定に向けて猶予をいただけるよう、議員の皆様の賢明な御判断を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

賛成討論はありませんか。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）（登壇）

おはようございます。1番議員の工藤恵美子です。賛成討論いたします。

佐々木議員の、今ございました反対討論に沿ってお話をさせていただこうと思います。

佐々木議員の1つ目の理由として、周知する時間が十分でないとのことですがけれども、国

からの通知が1月でありますので、通常3月に税率の改正について議決されています。そのため、今回に限って周知までの時間が短いということではございません。町民としては、早い時期での周知にこしたことはありませんけれども、問合せに対しては丁寧に説明を行うという答弁もございましたので、理由1については問題ないと考えます。

2つ目の理由について。準統一化、完全統一化までには猶予があるとのことですが、基山町として十分に議論した結果が、所得割0.4%の引上げだと考えます。均等割、平等割に関しては据え置いていますので、低所得世帯への影響はないとの説明を受けています。議論が長期になればなるほど、1年ごとの税率の上昇が大きくなり、現在の若い世代への負担が大きくなるのではないのでしょうか。1年引き延ばすことで、その後1年ごとの税率の上昇幅が大きくなるのが考えられます。大変心苦しいですが、できるだけ現在の被保険者の方にも御負担いただきながら、緩やかに統一化に向けて進んでいくことが望ましいと考えます。

3つ目の理由に関しては、佐々木議員の意見に同意いたします。現在の佐賀県の方針では、インセンティブについてはまだ検討の段階であり、不透明です。また、医療費抑制に対する県の姿勢も不十分だと思います。このままでは、町民の健康増進や医療費抑制のために日々奮闘している保健師、看護師、栄養士はモチベーションが下がるのではないのでしょうか。統一化による基山町へのデメリットは計り知れません。そもそも、統一化に対しては、町長と同じく強く反対したいですが、これから制度を丸ごとひっくり返すことができないのであれば、せめて県が健全な国保運営ができるよう、改善策含め検討していただく必要があります。佐々木議員が述べられたように、今後議会としても議論を深める必要があると考えています。

県の統一化に向けては、課題も多く、納得できるものではありませんが、今回の条例改正には賛成いたします。議員の皆様の賢明な判断をお願いいたしまして、これで私の賛成討論を終わります。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論ありませんか。大山議員、反対討論ですか、賛成。（「反対」の声あり）反対討論、お願いします、どうぞ。

○11番（大山勝代君）（登壇）

おはようございます。日本共産党、大山勝代です。

議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

まず、初めに、私は国保税を取り扱う町長、それから担当者の日頃の努力に対して敬意を表していることを述べたいと思います。

今回の議案審議の中では、国保税の議論が深まり、私自身の理解にも大いに役立ちました。それと同時に、私は国に対して、以前よりも理不尽さと怒りが大きくなったことを実感しています。皆さん御承知のように、国は2018年、国保税率を決める仕組みを変えて、市区町村と都道府県の共同運営の保険にする方針を出しました。標準保険税率を都道府県が計算して市町村に示す方法です。市町村にとって、また基山町にとっては実質値上げの圧力をかける仕組みとなっています。そして、佐賀県は国の先取りをしているように私は感じます。令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一化を目指していますが、私は急ぐ必要はないのではないかと考えています。これまで比較的健全に運営されてきた基山町の国保財政が、大幅な値上げの危機にさらされています。これは国の責任です。

今回、基山町の改正では、標準税率の所得税が0.4%アップし、モデル世帯3では8,300円の値上げになります。改正、改正といますが、実質値上げです。言葉で惑わされてはいけないと思います。担当課は丁寧に資料を示しながら説明をされました。先の見通しをもってしても、私はこの値上げには反対です。なぜなら、佐賀県のそれぞれのほかの町の実情はあるにしても、今、今回半数以上のところが据置きをしています。施政運営方針の中で、国民健康保険は年齢構成が高い、医療水準が高い、所得水準が低いという構造的な問題を抱えているため、県は一本化すると言われますが、論がすり替えられているのではないのでしょうか。

サラリーマン健保の4人家族同様、20万円程度の保険料になるのなら一本化に賛成します。しかし、私が調べた資料によると、全国1,736自治体、国保家庭の単純に、上と下、随分ありますけれども、平均の年間額が38万7,000円で、健保世帯と2倍ほどの違いがあります。国保はもともと自営業、農家などを主に対象とした医療保険制度でしたが、今ではサラリーマンの健康保険に加入していない非正規労働者やフリーランス、75歳未満の年金生活者など多く占め、低所得者の負担が特に重くなっています。軽減はあるにしても、それを差し置いても負担は大きいものです。一般サラリーマンに比べ、保険料の負担率、逆に重くなっています。重くなっていきます。

協会けんぽは、収入に保険料率を掛けるだけで計算されますが、それに比べて国保料が高いのは所得割、平等割、均等割、そして医療分、後期高齢者支援分、介護納付金と複雑な仕

組みになっています。私たちは、均等割と平等割を廃止することを提唱しています。特に、子供の均等割の廃止を望みます。悲鳴が上がっている国保世帯のこの負担増を解消し、健保、協会けんぽ並みにするためには、以前から申しているように、私たちは国が国費を1兆円ほど投入する以外にはないと考えています。全国知事会なども、2014年からこのことをずっと言い続けています。

今回の県統一化は、国の方針だから仕方がない、従わざるを得ないと考えるならば、そのしわ寄せは弱者に向かいます。私は、国の政策全てが正しいとは思いません。おかしいと思う人たちが、おかしいと声を大きくしていくべきだと思います。昨日も全国的に、佐賀県でも重税反対の抗議行動が行われています。県一本化を先延ばしにして、国への公費負担を引き上げることを要望して、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第8号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第8号は可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第9号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第9号は可決されました。

日程第11 議案第10号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第10号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第10号は可決されました。

日程第12 同意第1号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 同意第1号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

本件については、本人が議場に在席ですので、本人の退場を求めます。

〔寺崎会計管理者 退場〕

○議長（重松一徳君）

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案に同意することに決定しました。

寺崎会計管理者の再入場を求めます。

〔寺崎会計管理者 入場〕

日程第13 同意第2号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 同意第2号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。採決の方法は、無記名投票によって決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は無記名投票によって行うことに決定しました。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名です。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に佐々木教雄議員と中村絵理議員を指名します。

ここで投票上の注意をします。

同意表は○、不同意表は×、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（重松一徳君）

投票箱の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（重松一徳君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

配付漏れはなしと認めます。

投票箱について、異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（重松一徳君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（重松一徳君）

投票の結果を報告します。

有効投票総数 12票

有効投票 10票

白 票 2票

有効投票中

同 意 表 8票

よって、同意第2号は原案に同意することに決定しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第14 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第11号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第11号は可決されました。

日程第15 議案第12号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第12号は可決されました。

日程第16 議案第21号

○議長（重松一徳君）

日程第16. 議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第21号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第21号は可決されました。

日程第17 承認第1号

○議長（重松一徳君）

日程第17. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第1号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は承認です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、承認第1号は承認されました。

日程第18 議案第13号

○議長（重松一徳君）

日程第18. 議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第13号は可決されました。

日程第19 議案第14号

○議長（重松一徳君）

日程第19. 議案第14号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第14号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第14号は可決されました。

日程第20 議案第15号

○議長（重松一徳君）

日程第20. 議案第15号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第15号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第15号は可決されました。

日程第21 議案第16号

○議長（重松一徳君）

日程第21. 議案第16号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第16号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第16号は可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（重松一徳君）

日程第22. 議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第22号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第23 諮問第1号

○議長（重松一徳君）

日程第23. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

諮問第1号については「意見なし」と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は「意見なし」と決定しました。

日程第24 諮問第2号

○議長（重松一徳君）

日程第24. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

諮問第2号については「意見なし」と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は「意見なし」と決しました。

ちょっとお待ちください。

先ほど、同意第2号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてで、私の報告ミスがありましたので、改めて訂正させていただきます。

投票総数12票、有効投票10票、白票2票、有効投票中、同意表10票、先ほど私、8票と言ったと思いますけれども、それは間違い、10票ですので、改めて訂正させていただきます。いいですか。

本日の会議は、以上をもちまして散会とします。

～午前10時33分 散会～